令和７年度事業計画
（令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

令和６年の我が国を巡る国際情勢は、３年目を迎えたウクライナ戦争、ハマスとイスラエルの軍事衝突など中東紛争の深刻化、米中の経済競争の激化など厳しいものがありました。

国内に転ずれば、元日の能登半島地震にはじまり各地の豪雨災害、夏以降の記録的高温など自然災害が多発しましたが、訪日外国人観光客は約 3,700 万人と過去最多を記録、インバウンド需要も堅調に推移し、また昨年２月には日経平均株価が 34 年ぶりに史上最高値を更新するなど、緩やかな景気回復も続いております。他方、円安等を背景とした原材料や食料品価格の上昇、人口減少・高齢化の進展とこれに伴う人手不足、トラックドライバーの時間外労働規制の義務化等「物流 2024 年問題」の到来など食品流通業界を取り巻く情勢には引き続き厳しいものがありました。

食品流通業界が当面する最大の課題である「物流 2024 年問題」に関してはこれまで大きな混乱は生じていないものの、昨年物流関連２法が改正され、この４月からは荷主・物流事業者に対し荷待ち時間の削減等の努力義務が課されるなど、その着実な実施が求められています。今後、その段階的な本格施行に伴い問題点や課題が明確になることと考えられます。

このため AI（人工知能）の活用も含めた取引の DX 化、電子化等による事務手続きの省力化・迅速化、市場内外での温度管理の高度化、パレット流通の本格的実施など食品流通の合理化が一層求められております。また、2030 年輸出５兆円という目標の実現に向けた輸出支援、プラスチック資源循環や食品ロスの削減等は、引き続き食品関連事業者全体に関わる重要な課題と考えられます。

さらに、昨年改正された食料・農業・農村基本法において生産・加工・流通・小売から消費者までを含めた「食料システム」の重要性が位置づけられたことを受け、本年１月に招集された第 217 回通常国会において食品産業の持続的な発展に向けた新たな計画制度の法制化など持続可能な食料システムの実現に向けた検討が進められています。

このような状況下において、食品流通部門の各段階を通じた流通合理化等に寄与するため令和７年度においては、下記の諸事業を重点的に実施します。

記

## Ⅰ　債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施する。

①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成３年法律第 59 号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業

②中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）の認定特定民間中心市

街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）

③中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業又は認定経営力向上事業

④物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業

⑤地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業

⑥中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業

⑦米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業

⑧地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

⑨農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「輸出促進法」という。）に基づき認定輸出事業者が実施する認定輸出事業

⑩輸出促進法に基づき認定農林水産物･食品輸出促進団体が実施する輸出促進業務(運転資金に限る。)

## Ⅱ　情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

### １．食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

(1)　情報収集提供事業

ア　機関紙・情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供する。

イ　食品流通業者等の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通業者等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施する。

(2) 調査研究事業

ア　国からの補助を受けて、地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣、広域産地連携マッチング等を通じて、食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組を支援する事業を実施する。

イ　国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2 削減」、「廃棄物の削減・再生利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施する。

ウ　国からの補助を受けて、日本産農林水産物食品の輸出を促進するため、日本産農林水産物・食品の優れた輸出業者を発掘し、その取組内容を表彰するとともに広く周知する事業を実施する。

エ　生鮮取引電子化推進協議会及び食料品地域物流円滑化等推進協議会の事務局として、各協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たす。

オ　そのほか、食品等の流通の合理化に資する農林水産省等の公募事業に応募し、実施する。

**２．食品流通関係事業者等に対する相談援助等**

(1) 研修事業

ア　中小流通業者、卸売市場関係者等を対象としたセミナーの開催等を行う。

イ　「匠の店」登録制度の管理・運営を行う。

(2) 相談援助事業

ア　食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施する。

イ　農山漁村 6 次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行う。

ウ　国からの補助を受けて、事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本政策金融公庫からの融資に係る金利負担を軽減する事業を実施する。

エ　食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行う。

オ　食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、情報提供を行うとともに照会及び相談に応ずる。

**Ⅲ　収益事業（出版事業）**

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などを取りまとめ、販売する。